

今回から「遺言書でできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は、持戻し免除の意思表示について解説します。持戻し免除の意思表示は、遺言書等で明確にしておくことが肝要です。

1. 持戻し免除の意思表示

民法に定める基本的な相続分は、被相続人の遺言による指定相続分と遺言がない場合の法定相続分の二つです。このほか、相続人間の財産相続の実質的衡平の観点から設けられた「特別受益者の相続分」は、遺贈や一定の贈与があった場合に、遺産中から処分された財産価額を再び遺産に持戻した「みなし遺産価額」を基に、指定相続分又は法定相続分を適用して各相続人の相続分額を求め、受遺者・受贈者である相続人は、持戻し額を控除した残額を相続分額とするものです。

特別受益の持戻しの対象とされるのは、相続人（共同相続人）に限られます。これは、特別受益者が存する場合の相続分の算定規定が、被相続人に係る遺産分割に際して、共同相続人中に、被相続人から遺贈又は一定の贈与を受けた者が存する場合における各共同相続人間の衡平を担保するために設けられた取扱いを定めたものであることに基因するものです。

相続分の算定のため「持戻し」をすべき「特別受益」について、遺贈はそのすべてを対象にしていますが、贈与については、その贈与目的のうち、①婚姻・養子縁組のための贈与と、②生計の資本としての贈与に限って対象としています。

なお、民法903条3項において「被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う」旨を規定していて、この意思表示は「持戻し免除」と呼ばれています。その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有するとされていますので、一定の要件のもとに持戻し免除が認められています。遺贈や贈与を効果的に行うために「持戻し免除」の意思表示（できれば遺言で）をしておくことが肝要です。

2. 配偶者への居住用不動産の贈与については持戻し免除の意思表示があったものと推定される

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、民法903条3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要としました（当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができます。）。

【設例】

1. 被相続人 夫（令和5年4月死亡）
2. 相続人 妻・長男
3. 相続財産 その他の財産 4,000万円

なお、妻は夫から贈与税の配偶者控除によって居住用不動産2,000万円を令和3年8月に贈与を受けている。

4. 遺産分割 (単位：万円)

	令和元年7月1日以後の贈与	
	妻	長男
みなし遺産価額	(注) 4,000	
法定相続分で相続	2,000	2,000
特別受益額	—	—
具体的相続分	2,000	2,000
遺留分侵害額の判定	特別受益額を加味した「みなし遺産価額」を基に、遺留分の侵害額を判定しても遺留分の侵害はない ※ 長男の遺留分の侵害の判定 $(2,000 \text{万円} + 4,000 \text{万円}) \times 1/2$ (総体的遺産分割割合) $\times 1/2$ (長男の法定相続分) = 1,500万円 \leq 2,000万円 ∴ 遺留分の侵害はない。	

● 贈与税の配偶者控除と民法の相違点

	贈与税の配偶者控除	民法903③
婚姻期間	20年以上	20年以上
贈与財産の種類	居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭	居住用不動産
取得原因	贈与	遺贈又は贈与
持戻し免除の取扱い	金銭については意思表示が必要	意思表示があったものとする

※ 贈与税の配偶者控除においては、配偶者が居住用不動産を取得するための金銭もその控除の対象となりますが、民法における持戻し免除の意思表示の推定規定については、居住用不動産のみが対象とされます。

(注) 夫から生前贈与を受けた居住用不動産は、持戻し免除によってみなし遺産価額に含まれない。

以上のように、持戻し免除の意思表示があった場合には、特別受益を受けていた者の相続分が多くなることが期待されます。
(文責：山本和義)